

# 名張産業振興センター（アスピア）テナント募集要項

令和 7 年 6 月 19 日確定

## 1. テナントを募集する施設

(1) 所在地 三重県名張市南町 822-2

(2) 竣工年月日 平成 11 年 4 月 17 日

(3) 貸付対象 室名・面積・賃借料

| フロア | 室名    | 面積 (㎡) | 面積 (坪) | 月額賃借料 (税別) |          |
|-----|-------|--------|--------|------------|----------|
|     |       |        |        | 営利団体       | 非営利団体    |
| 4F  | 会議室 F | 63.54  | 19.22  | 154,500円   | 105,200円 |
| 4F  | 会議室 E | 40.59  | 12.27  | 98,700円    | 67,200円  |

別図のとおり

(4) 構造 鉄骨造、地上 4 階建て

(5) 駐車場（平置き） 5 台程度（各テナント）

(6) 賃貸借期間 要相談 ※会議室 F については、令和 7 年 11 月 13 日(木)、14 日(金)の 2 日間につきましては、既に他団体の利用申込がありますため、一時的に同センター内の他の部屋にご移動いただきます。会議室 F の部屋は貸出用会議室として利用させていただくことになります。詳細は名張商工会議所 総務管理課にご確認ください。

2 年契約とする。但し、期間満了までに賃貸人又は賃借人から文書による意志表示がないときは、同一条件で更に 2 年間自動更新するものとし、その以後もこの例によります。

(7) 貸付条件

### ①賃貸借物件の維持管理に係る費用

| 項目   | 費用の内訳                                                         | 月額費用 (税別)          |                    |
|------|---------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
|      |                                                               | 営利団体               | 非営利団体              |
| 電気料金 | 電力メーターに基づく (貸主からの請求)                                          | 実費負担               |                    |
| 共益費  | 貸室以外の共同利用となる箇所の電気代、掃除代、トイレ・湯沸し室利用の上下水道料代、警備料、冷暖房、エレベーター、ごみ処理料 | (会議室 E)<br>40,000円 | (会議室 E)<br>32,000円 |
|      |                                                               | (会議室 F)<br>63,000円 | (会議室 F)<br>50,000円 |

②転貸し、営業委託および譲渡等は認められません。

(8) 改修工事

賃借者が施設設置のための改装等（内装改修工事、什器設置等）が必要な場合は、予め名張商工会議所に工事計画等を提出の上、工事許可の申請を行っていただくとともに、必要に応じ関係機関への許可申請等を自ら行ってください。

2 また、改修工事は契約締結後に着手してください、その際、名張商工会議所や、名張産業振興センターテナント、および利用者や周辺に十分配慮し施工してください。改修工事に係る問合せおよび苦情等は賃借人および施工業者にて責任をもって対応してください。

(9) 原状回復

賃貸借契約期間満了等により明け渡すときは、自費で原状に回復してください。

(10) 許認可等

営業形態および取扱品目などについて、官公署の許認可が必要な場合は、賃借人の責任において許認可を取得し、許可書等の写しを名張商工会議所に提出してください。

(11) 共用部分の利用

賃貸借部分の周囲、共用通路等に倉庫・工作物を設ける行為や増改築は一切認めません。看板、掲示物を設置する際は、自費で行いその後の管理運営の一切も、自らの責任で行ってください。

(12) 営業時の騒音等

営業に際し、騒音・振動・臭気等にご注意ください。他の利用者の迷惑となる行為は禁止します。

(13) その他

名張商工会議所が必要な改修工事等を実施する場合、補償等の申出をせずに 全面的に協力していただきます。

関係法規および規定等に定める事項を遵守してください。

改修工事に伴い、消防法等に基づく新たな消防用の設備の設置、変更については、賃借人の負担となります。その際、所轄消防署との協議を行い、許可を受けたうえで工事等を行ってください。

共有部分の警備は名張商工会議所で行いますが、賃貸借部分で別途警備が必要な場合は自費で行ってください。(この際、共益費の減額には応じません。)

(14) 賃借料発生月

貸室賃貸借契約による約定月からとします。

(15) 保証金及び償還条件

月額賃借料の 3 か月分を保証金として預託していただきます。また、保証金には利息を付さず、賃借料の変更によって増減しないこととします。

2. 募集形式

(1) 賃貸借申込書類による事前審査方式です。

(2) 書類審査後、優先契約候補事業者を選定する予定です。

3. 募集条件

(1) 名張商工会議所の会員であること。また、会費に未納がないこと。

(2) 公序良俗に反しない事業形態であること。

(3) 名張商工会議所から賃貸借し、自ら運営、維持管理すること。

(4) 夜間のみの営業を行う業種でないこと。

(5) 臭気、騒音等により近隣に悪影響を及ぼす恐れがないこと。

(6) 保安上または衛生上、有害または危険な物品を扱う業種でないこと。

- (7) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為やその疑いにより、名張商工会議所が契約を締結するにあたり、不適當な相手方でないこと。
- (10) 応募いただいた年度月の一日を基準として、直近 1 年間に於いて名張商工会議所会費をはじめ、国税や地方税など公的費用の滞納及び未納がないこと。
- (11) 物販等の販売行為を行わないこと。
- (12) 宗教の布教活動、勧誘、宗教に関する集会、その他宗教に関する行為を行わないこと。
- (13) 政治に関する活動を行わないこと。
- (14) 反社会的勢力に関与していないこと。
- (15) 各種法令等を遵守すること。

#### 4. 申込方法

- (1) 賃貸借申込書の提出入居を希望する者は、以下に定めるところにより、下記③(ア)から(シ)に掲げる書類を名張商工会議所総務管理課へ持参または郵送により提出し、賃貸借申込資格要件の確認を受けてください。
  - ① 提出期間 随時受付
  - ② 提出場所 名張市南町 8 2 2-2 名張商工会議所 総務管理課
  - ③ 提出方法 持参または郵送で提出してください。持参の場合は、土曜日および日曜日・祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時までの間（正午から午後 1 時までを除く）に提出してください。
    - (ア) 賃貸借申込書（様式 1）
    - (イ) 会社概要及び当センターの活用内容（様式 2）
    - (ウ) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する宣誓書（様式 3）
    - (エ) 質問書（様式 4）※必要に応じ
    - (オ) 申込人が個人の場合、住民票謄本（発行後 1 か月以内のもの）
    - (カ) 申込人が法人の場合、履歴事項全部証明書（発効後 3 か月以内のもの）
    - (キ) 応募いただいた年度月の一日を基準として、直近 1 年間に於ける国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県民税（法人事業税、法人県民税）の納税証明書又は未納がないことの証明書  
※申込者が地方公共団体の場合は、この限りではない。
    - (ク) 決算報告書の写し（直近 3 期分）※貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書など経営実績がわかるもの。
    - (ケ) 決算から 6 か月以上経過している場合は、試算表
    - (コ) 印鑑証明書

#### 5. 質問書の提出

テナント募集要項等に関して質問がある場合は、以下に定めるところにより質問書を提出することとし、口頭の質問には応じません。

- (1) 提出期間 随時受付
- (2) 提出方法 名張商工会議所総務管理課あてに電子メールにより提出してください。

メールアドレス ncci@nabari.or.jp

(3) 提出書類 質問書（様式 4）

(4) 回答方法 電子メールで回答します。回答後に賃貸借申込があった者にはその都度回答します。

## 6. 賃貸借申込資格の審査結果の通知

賃貸借申込書を提出した者の審査結果については、賃貸借申込資格審査結果通知書により通知します。（電子メールの方法による）

## 7. 審査方法

(1) 審査方法 名張商工会議所による審査により優先契約候補事業者を選定するものとします。

(2) 審査を行う上で、必要に応じ賃貸借申込人からプレゼンテーションによる説明を求めることがありますので、その際は名張商工会議所が指定する日時に来所願います。

## 8. 契約の締結

優先契約候補事業者は、契約書に記名押印のうえ、名張商工会議所総務管理課へ持参提出してください。期日内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないものとします。

## 9. その他

### (1) 言語等

①提案等手続において用いる言語は日本語とします。

②金銭の支払いに用いる通貨は日本円とします。

(2) 提出書類 提出された書類は、提出者に無断で賃貸借者決定以外の目的に使用しないこととします。

(3) 改修工事等 名張産業振興センターで名張商工会議所が実施する工事、改修、改装、補修、改築、修繕、設備の更新、保守管理業務（以下「改修工事等」という。）を行うため、その期間中、賃貸借物件又は共用部分の全部又は一部の使用を停止する場合には、改修工事等に協力してください。

(4) 周知方法 テナントの募集方法については、名張商工会議所ホームページ等に掲載する。また、それ以外の広告媒体も必要に応じて利用することとします。

(5) 名張産業振興センターテナント募集要項および、様式 1（賃貸借賃貸借申込書）から様式 4（質問書）等については、ホームページ [名張商工会議所](#) にてダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください。

(6) 問合せ 不明・疑問な点がある場合は、名張商工会議所総務管理課へお問い合わせください。

名張市南町822-2 電話 0595（63）0080 電子メール ncci@nabari.or.jp